平成２２年（フ）第２１号
大分県日田市大字有田947番地33
債務者　佐藤　久弥
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２２号
大分県日田市大字有田947番地33
債務者　佐藤　直美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２７号
大分県玖珠郡玖珠町大字太田2639番地
債務者　衞藤　静香
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第２８号
大分県日田市大字田島762番地１
債務者　小山　　明
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第１４０号
千葉県松戸市二ツ木112番地の１ルネサンスアベニュー北小金210号
債務者　小峰　和子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２１７号
千葉県鎌ケ谷市中佐津間１丁目11番14―306号
債務者　徳田　増男
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５３号
千葉県松戸市東平賀599番地の１アルバトロス北小金103号
債務者　服部　訓史
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６２号
千葉県柏市増尾台２丁目17番１―３号
債務者　濱野　　競
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６８号
千葉県松戸市秋山365番地の５クラトキーハウスＢ―204号
債務者　鴨　めぐみ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７３号
千葉県市川市中国分３丁目14番18号
債務者　滑川　松子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２７７号
千葉県柏市南増尾６丁目３番21号サニーハイツマーサー・Ａ―202号
債務者　早川美代子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１９９号
北九州市門司区東門司１丁目13番17―403号
債務者　丸山　智子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７３号
北九州市八幡西区木屋瀬４丁目16番15―１号202号
債務者　三浦　千秋（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７５号
北九州市小倉南区葛原本町６丁目３番１号
債務者　小川　武史
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３０８号
北九州市門司区上馬寄２丁目６番34号
債務者　大山美津子（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第８６５号
愛知県東海市名和町汐田東16番地の１
債務者　中西　信行
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
青森県上北郡おいらせ町住吉２丁目50番地1145　サンハウスＣ号
債務者　吉田　浩二
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第４１号
青森県三沢市大町３丁目11番62号　ファーストハウス201
債務者　一森　聖子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
青森地方裁判所十和田支部